



放課後クラブ（学童クラブ）の利用料の一部を助成します！

宜野湾市では、放課後児童クラブを利用している児童の世帯（市民税非課税世帯等）の経済的負担を軽減することを目的に、助成対象となる世帯に対して、一部助成を行います。

【助成の対象者】

宜野湾市に住所があり、放課後児童クラブを利用している児童の保護者で、次に該当する世帯が対象となります。

- ①児童扶養手当又は母子及び父子家庭等医療費助成受給者
- ②生活保護を受けている世帯
- ③市町村民税非課税世帯
- ④市町村民税の所得割が 48,600 円未満の世帯
（本市の保育料第 3 階層に相当する世帯）
- ⑤その他市長が認める世帯

※③、④に関して、各年度 4・5 月は前年度の課税(非課税)状況を、
6 月～3 月は当該年度の状況により決定します。

【助成金】

放課後児童クラブの利用児童 1 人につき、令和 4 年 3 月利用分以降で、支払った 1 月あたりの利用料から 5,000 円を控除した額を対象とし、①～③は 5,000 円を上限に、④、⑤は 3,000 円を上限に助成します。（※R 5 年 4 月時点）

※助成金の対象となるもの（利用料+おやつ代）

※入会金、傷害保険料、延長保育料、行事費、教材費その他の保護者負担金は除く

【申請】

以下の書類等を持参し、宜野湾市役所こども政策課の窓口にて申請してください。利用後、複数月分をまとめて申請可能です。（助成金は口座に振り込みます。）

- ①申請書（窓口に設置又はHPでダウンロードすることができます）
- ②利用料を支払ったことを証明する書類（領収証、月謝袋の原本等）
- ③通帳又はキャッシュカードの写し

※利用月の翌月から数えて 1 年を過ぎると申請できなくなりますのでご注意ください。3～4 カ月に 1 度は申請するようお願いします。

【受付日時】

8：30～11：45、13：00～17：00（土日・祝日は除く）

お問い合わせ

こども政策課 こども育成係

TEL (098) 893-4411（内線 3432）